様式第１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　茨城県知事　　　　殿

（申請者）

住　　所

名　　称

代表者職氏名

茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付申請書

標記の補助金にかかる事業を下記のとおり行いますので、茨城県被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱第９条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

記

１ 補助金交付申請額等

|  |  |
| --- | --- |
| ①復旧に要する費用  ＜様式第2号(別紙1)のＧ欄合計＞ | 円 |
| ②補助上限額＜①の金額の区分＞  5千万円以上 1千万円  1千万円以上～5千万円未満 700万円  500万円以上～1千万円未満 200万円  100万円以上～500万円未満 50万円 | 円 |
| ③受取保険金等  ＜様式第2号(別紙1)のＨ欄合計＞ | 円 |
| ④補助対象経費  ＜様式第2号(別紙1)のＩ欄合計＞ | 円 |
| ⑤補助金交付申請額  ＜（④×２／３）と②のいずれか小さい額＞ | 円 |

２ 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

　 復旧計画書（様式第２号）のとおり

３ 補助事業完了予定期日

令和　　年　　月　　日

４　誓約・同意事項

別紙のとおり

様式第１号（別紙）

**（１）誓約事項**

**下記事項について誓約します。**

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 次の支給要件を全て満たすこと。   * 被災市内の事業所（事業用資産含む）が台風の被害を受け、かつ、被害を受けたことについて公的な証明を受けた小規模事業者であること。 * みなし大企業でないこと。 * 補助対象となる経費の全額を負担すること。 * 県税など、茨城県に対する債務の支払いの滞納がないこと。 * 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。 * 事業継続計画（ＢＣＰ）又は事業継続力強化計画を策定済み、又は要綱第17条で定める実績報告書の提出までに策定していること。 * 資本金が５億円以上の法人に直接又は間接に100％の株式を保有されている者や直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15 億円を超える者でないこと。 * 本補助金の申請の対象としている施設、設備等について、国や県、市町村の他の補助金等を活用していないこと。 |
| □ | 次の不支給要件に該当しないこと。   * 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第２条第１号から同条第３号に規定する者 * 代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等（条例第２条第２号及び同条第３号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がある小規模事業者 * 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 |
| □ | 本補助金の交付要綱を遵守します。また、申請内容に虚偽はありません。 |

**（２）同意事項**

**下記事項について同意します。**

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 申請内容の裏付けとなる証拠書類を５年間保存すること。 |
| □ | 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。 |
| □ | 補助金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等を関係機関等に提供する場合があること。 |
| □ | 虚偽や不正な手段により補助金を受給した場合には、補助金の返還を行うこと。 |
| □ | 補助金返還を命じられた場合には、返還命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10. 95パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。 |
| □ | 不正受給と判断された場合、申請者名、屋号等の公表や告訴等の措置をとる場合があること。 |
| □ | 修理不能設備や購入設備の確認のため、提出された書類に基づき、メーカーや販売元に問い合わせる場合があること。 |
| □ | 本補助金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。 |
| □ | 補助事業者は、補助事業により取得した所定の設備等の処分（目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等）について、一定の期間、制限されること。 |